

(案)

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

●●（以下「甲」という。）と大郷町（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）名称

●●

（2）所在地

●●

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は●●とする。

（運用期間）

第5条 指定暑熱避難施設の運用期間は、環境省が実施する熱中症警戒アラートの運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）とする。

（開放日等）

第6条 対象施設の開放日、時間帯及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開放する日
対象施設の開館日
- (2) 開放する時間帯
午前●時から午後●時まで
- (3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数
●人

(管理及び運用)

第7条 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

- 2 甲は、次の各号の事項を可能な限り遵守し運用する。
 - (1) 気温や湿度に応じて、適当な冷房機器を稼働すること。
 - (2) 環境省が発表する熱中症特別警戒情報の取得及び把握を行うこと。
 - (3) 施設入口等に指定暑熱避難施設であることが分かる掲示を行うこと。
 - (4) 受け入れ可能人数に応じて、椅子の設置など休息がとれる環境を整備すること。
 - (5) 熱中症予防のため、避難者が持ち込む飲料等による水分補給を許可すること。
- 3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第8条 乙は、宮城県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

- 2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第6条に定める開放日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第9条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第6条に定める開放日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

る。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和●年●月●日までとする。ただし、甲からの申し出がない限り、本協定は引き続き同一の条件で翌年度も更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定について定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所
管理者名
代表者名

乙 大郷町粕川字西長崎5番地の8
大郷町長 田 中 学